指定焼却ごみ袋に関する臨時措置を10月30日（金）をもって終了します。

昨今の中東情勢の影響から、指定ごみ袋の品薄状況が見受けられ、６月29日から市販の袋でもごみ出しを可能とする臨時措置を実施しました。

市民の皆様におかれましては、本措置の実施に関し、ご理解ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

市においては、品薄状況の改善に向け、指定ごみ袋を増産し、供給量の安定化に努めてまいりました。現時点において、販売店舗における在庫状況も改善してきており、以前にご案内したとおり、10月30日をもって臨時措置を終了します。

注意事項

●臨時措置の終了に伴い、11月２日（月）以降は、指定ごみ袋以外の袋で排出されたごみは収集いたしません。必ず指定ごみ袋を活用ください。

●指定ごみ袋の購入制限【焼却、破砕いずれか１袋ずつの販売】も終了します。必要個数をお買い求めください。

●臨時措置は終了いたしますが、引き続き必要以上の購入・買いだめはご遠慮いただき、指定ごみ袋の安定供給にご協力お願いいたします。

●その他詳しくは右記のQRより
市ホームページを確認ください

お問合わせ先：守山市ごみ減量推進課
電話番号 077-584-4692